







十

議定事務司 正次郎 朗詔

一、議長、橋下平、理事、及び提議理由の説明を求めた。

一、助役(司理)倉吉謙策が九十で補助工事を執行し、この間説明申し上げたこと存じます。

この議案は、その三に於てあり、亦も東京都の補助事業に於  
るわけであり、その二に於て、各の補助金の三に於て、其の

オす。マウ、ウミエト都の補助が内定いたしましたので、  
オス事

たまたま、という二つ、即提聲カレ上げた。た次第一ニ、一ます。

道十三号線の改修工が、来す。十三号線につき来し、つ

しい前便をとり中間を本年度にしようとうをいふあります。

小学校の西側を通過し、北側に通過する道路や、二、三、四の

三所より、三十八年度に功米四百八十米だけ改修した。

中々あります。永く補助の対象になりません。

成ったのだと、思いわけがあります。成りました

九十七米に下り、米一斗、五斗に、加算等に、おさ、おし、本年、度中に、なる、と、う、二

とを都の方にはたうたかけい坊ったわけでありすが非常にこの下修加平

算は一寸も誤らぬ、と云ふべし。ありますの、又對のする限  
三事、イ、リ、た、こ

思ふてあります。カウチますとただ、才即談笑にたたく三分の一の補助よりむしろ良

補助になるのより三、四ヶ月かゝるとか行へた、と思ふ方が次第にございます。

一、議長（高橋）平春、永に質疑を略結、とします。

一議長(高橋千春)功なりしを。議案第九十六号。衆議院。決す。乃に即衆議あり。

異議なしと承るあり

一議長(高橋平春)即興談話と観の才。よゝ議長才力大高才傑衆領り可映したし

一、議長高橋平春日程月十六補助工事施行は、一議案第九十七号を議題に供します。常務局を以て議案の開議を、与えます。

議定事務局 正次郎 朗詠

一、議長高橋平吉理事長、この提議理由の説明を求めた。

一助役(川程金)並に議案第九十五号補助工事施行に關し説明申し上げたこと存じます

二の議案は、その三の三に於てあり、すめ、東京都の補助工事に於  
るわけあり、その三の三に於て、その補助工事に於て、その

その補助でございます。カウ、ウミト都の補助が内定いたしましたので、第一業認定の状況はいたしたと、ウミト都提議申し上げた次第でございます。

カの二にフイ補助道十三号線の改修ヤツダ、オス。十三号線にフダオレイ、オ三

十七年度に於て未し前年度より中間を本年度に改めると、うきとありす。

場所として、本小学校の西側を通る道路バスターミナルの

うちの因幡を三十七年度に所さすべし。三十八年度に功才四百八十米だけ改修したし  
が、小学校の所九十米、残るわけがあります。が、示す補助の対象になりません。示す

を課外に四百八十米だけ今回試験したのだ、と思われたいあります。残りました

九十米に上るまいし、さうに追加予算等にあつたし、本年度中に収めようといふ

と京都の方にけたるかけい切ったわけでありすが、非常にからゝの一倍加算は一寸考えられまい、というところありますの、矢野のある際 エ 取 い た、と

思つております。ウレシですとただ、才剛張映、ただく分の一の補助よりもっと良

補助になるのでも三四月間くらいでか行へたいと思ふので第一ございます





イオレノカノ契約金額は百二十五万円に定めます。工事として大体九十日と  
いうことで十月十日にかります。が今のところ使契約を結んであります。のによりしく  
御審議のほどを願ひいたします。

一議長(高橋千春) 承ふり質疑を行ないます。

(異議なしとすぶ着あり)

一議長(高橋千春) 二に於て質疑を終結いたします。

一議長(高橋千春) 次はかりたいです。議案第九十八号は原案通り決す方に御異議あ  
りませんか。

(異議なしとすぶ着あり)

一議長(高橋千春) 御異議なしと決めます。より議案第九十八号は原案通り決す方に  
申したい。

一議長(高橋千春) ミニバヤの間休憩いたします。

休憩 午後二時十三分

開議 午後二時三十分

一議長(高橋千春) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長(高橋千春) 日程十八 福生町市街地街路中之等大路第二種第二号線築造事業  
に關し議案第九十九号を議題に供します。事務局より議案の朗読をいたさ  
れます。

女ます。

一議金事務局(坂正次郎)朗読

一議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川邊金吉) 議案第九十九号の福生町市街地街路中之等大路第二種第二号線築造  
事業に關し、四説明申し上げます。この路線は昭和二十六年十月五日に地方官  
会小通リオレノカノ契約決定されたものによります。従いオレノカノ使監督官  
に、この建設費は東京都の道路本部と二に於て、この契約方について、このと折衝  
を重ねておられたわけがあります。が、双方の意見が統一されオレノカノ事業決定を地  
方官会小決定をいたしました。このミニバ福生町に於てオレノカノ一、二議案として御議

秋にたゞさいといふのは即ち稈を申し上は次第一ツギ、です。石井につぎオレ  
イ福桐街道といふ線になすおろすか二畝すそ大年の十月廿日に路線の決定  
こともに三つう名称をつけたわけでありオレ一従米の柳通りや二五〇です。この  
ようなむかし、言葉になすおろすか二畝と、うけ十米から二十米のもの  
を三畝と申しおろしオレ一従一ノ畝に改当し二類と、うけ十五米から十八  
米のものを三類といふおろしの二五〇オレ一畝にも改当するといふこと一畝  
二類といふことになったわけあります。三畝と、うけ米通りが三畝になす  
ありオレ一柳通りが三畝になすおろしあります。従一ノ畝三畝三畝といふ  
路線番号になつた次第一ツギ、です。中津十太米一ツギ、オレ一施行場所とい  
はれオレ一福生町水多福生五百早人の先から八百八十の二番地も一ツギ、です。  
要するに福生の東踏切の道路から箱根街道に行く所の豊岡線につき当る所は  
二五〇です。三間五百五十米あるわけですが二畝を地方審議会にあたりオレ一事  
業決定をいひオレ一工事に移したといふ二五〇一ツギ、です。施行年限は昭和

二十八年から昭和四十二年の五カ年計画に於いてあるわけであり、これは当初予算でもすべし計上したといふべき本年中最初であります。その今までの計上の経過は、この案では百万だけ、都の補助に於いてあり、これはあつた所負担という形に於いてあります。米年度さうに都の補助がある、国庫の補助がつかないか、もしもこれに於いては、これは米年度も大幅な補助がつくのではないかと思ひます。二の問題は、この案では、五十年年度に於いて、これは予算を計上したわけであり、すが、あつたと地方事務費に出す、これは審議がなされたわけであり、これは従つて、これは五十年年度に四百万円の手算を計上しましたので、~~別~~<sup>持</sup>別会社を作り、繰入の積立であるわけであり、本年度は補助金を含めて、これは百万、三の道路、あるいは、駅前広場に使ふと、二とあります。なお、施行につき、これは特別会計も含んであります。その全面地に買収する二とも考えられるわけであり、すが、これは後の問題として、これは三百万円を当初予算に組んであると、二と二とあります。広場の方、二とありますが、これは、二と二と建設省と都の意見も一致して

さん、松井さんの話し合ひも十分でありまして、先生の尤もに福岡通一だけの事業決定をし  
ていただきたいと思ひ、オレイの前提として議会で議決いただきたいと存ずる次第  
でございます。よろしく御願いいたします。

一張長高橋平香二八より質疑を行、才也。

一、千手堂中西虎蔵（三）に柳瀬氏が事業決定され方おけりあります。二、これにあたり  
し、理事長者に依頼したと見えます。今も、やむを得ず決定せざるを得ないものと見ています。  
駅前市場の  
業決定という点になります。この間の問題が加へると思ひます。取前市場の  
計画は大きな計画になつて参ります。道路拡張をいたしましたのです。その設備も十分な  
かと思ひますが、この時あたりより事業決定されれば報告せられべきかと、この  
計画にあたりける慎重に考へていただき、あまたの方のようにスピークに事業が達成  
されるよう努めたいと思ひます。通常感があること、事業決定がその年度に決める  
のか、延長されること、事業のスイトともに住民の日常生活に迷惑をかけず  
いふのに計画を立上げた年度にあつたと悔いのないように研究発展のため達成したい

たゞ二点を強く要望いたします。

一、議長(高橋千春)ほか質疑あり  
又:

異議なしと答ふ者あり

議長(新橋)干春 二八三ノ質疑を終結ノ旨ナリ。

一、議長(高橋千春)功中、ヤリ下しです。議案が十九号は原案通り決す方に御要請を

11. 2. 10.

異議なしと認む者あり

一 張長(高橋)不登(岡)異哉(中)レニ親の才才。よ。不張架力方才号付張架堀り可決一也し  
才した。

一 議長(高橋平春) 日程第十九 福生町加美平地区の區整理事業計画に關する陳情書陳  
情第三 四を議題に供します。事務局をしい陳情書の朗読をいたします。分功答  
考として意見書の朗読は有難うございます。いたします。

一、議會事務局（缺）  
正次郎 朗詠